

平成 2 0 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第1日）

9月9日（火曜日）午前10時00分 開 会
午後 1時32分 散 会

○議事日程（第1号）

- | | | | |
|-------|---|----------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | 平市一般会計決算認定について | |
| 日程第 2 | 会期決定の件 | 日程第15 | 議案第143号 平成19年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | 日程第16 | 議案第144号 平成19年度赤平市老人保健特別会計決算認定について |
| 日程第 4 | 市政の報告（市長・教育長） | 日程第17 | 議案第145号 平成19年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第127号 赤平市課設置条例の一部改正について | 日程第18 | 議案第146号 平成19年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第128号 赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び赤平市特別職報酬等審議会条例の一部改正について | 日程第19 | 議案第147号 平成19年度赤平市霊園特別会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第129号 赤平市児童館条例の一部改正について | 日程第20 | 議案第148号 平成19年度赤平市用地取得特別会計決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第130号 赤平市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第149号 平成19年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第131号 赤平市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定について | 日程第22 | 議案第150号 平成19年度赤平市介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 議案第132号 赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について | 日程第23 | 議案第151号 平成19年度赤平市水道事業会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第133号 赤平山施設管理事務所設置及び管理条例等を廃止する条例の制定について | 日程第24 | 議案第152号 平成19年度赤平市病院事業会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第134号 赤平市道路占用料徴収条例の一部改正について | | |
| 日程第13 | 議案第135号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について | | |
| 日程第14 | 議案第142号 平成19年度赤 | | |

- 日程第 2 5 報告第 1 2 号 専決処分^の報告
について
- 日程第 2 6 報告第 1 3 号 株式会社赤平花
卉園芸振興公社の経営状況につ
いて
- 日程第 2 7 一般質問
1. 五十嵐 美 知 議員

- 日程第 1 4 議案第 1 4 2 号 平成 1 9 年度赤
平市一般会計決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 1 4 3 号 平成 1 9 年度赤
平市国民健康保険特別会計決算認
定について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 4 号 平成 1 9 年度赤
平市老人保健特別会計決算認定に
ついて

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 1 2 7 号 赤平市課設置条
例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 1 2 8 号 赤平市議会の議
員の報酬及び費用弁償等に関する
条例及び赤平市特別職報酬等審議
会条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 2 9 号 赤平市児童館条
例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 3 0 号 赤平市乳幼児医
療費助成に関する条例の一部改正
について
- 日程第 9 議案第 1 3 1 号 赤平市老人医療
費の助成に関する条例を廃止する
条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 3 2 号 赤平市重度心身
障害者及びひとり親家庭等医療費
助成に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 1 1 議案第 1 3 3 号 赤平山施設管理
事務所設置及び管理条例等を廃止
する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 3 4 号 赤平市道路占用
料徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 5 号 北海道市町村備
荒資金組合理約の変更について

- 日程第 1 7 議案第 1 4 5 号 平成 1 9 年度赤
平市土地造成事業特別会計決算認
定について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 6 号 平成 1 9 年度赤
平市下水道事業特別会計決算認定
について
- 日程第 1 9 議案第 1 4 7 号 平成 1 9 年度赤
平市霊園特別会計決算認定につ
いて
- 日程第 2 0 議案第 1 4 8 号 平成 1 9 年度赤
平市用地取得特別会計決算認定に
ついて
- 日程第 2 1 議案第 1 4 9 号 平成 1 9 年度赤
平市介護サービス事業特別会計決
算認定について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 0 号 平成 1 9 年度赤
平市介護保険特別会計決算認定に
ついて
- 日程第 2 3 議案第 1 5 1 号 平成 1 9 年度赤
平市水道事業会計決算認定につ
いて
- 日程第 2 4 議案第 1 5 2 号 平成 1 9 年度赤
平市病院事業会計決算認定につ
いて
- 日程第 2 5 報告第 1 2 号 専決処分^の報告
について
- 日程第 2 6 報告第 1 3 号 株式会社赤平花
卉園芸振興公社の経営状況につ
いて
- 日程第 2 7 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
1	1	五十嵐美知	1. 福祉灯油購入費助成事業について 2. 防災について 3. 市立赤平総合病院について 4. 住民税の申告について 5. 環境問題とまちづくりについて

○出席議員 10名

1番	五十嵐美知君
2番	若山武信君
3番	谷田部芳征君
4番	穴戸忠君
5番	林喜代子君
6番	北市勲君
7番	太田常美君
8番	植村真美君
9番	獅畑輝明君
10番	鎌田恒彰君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	高尾弘明君
教育委員会委員長	田口敏弘君
監査委員	小椋克己君
選挙管理委員会委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	野村繁君
副市長	浅水忠男君
理事	三上和己君
総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君

税務課長	吉村春義君
市民生活課長	栗山滋之君
社会福祉課長	伊藤嘉悦君
介護健康推進課長	實吉俊介君
産業課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	下村信磁君
消防長	中村高庸君
市立赤平総合病院事務長	斉藤幸英君

教育委員会 教育長 渡邊敏雄君

” 教育課長 相原弘幸君

監査事務局長 保田隆二君

選挙管理委員会事務局長 町田秀一君

農業委員会事務局長 菊島美時君

○本会議事務従事者

議会事務局長 大橋一君

” 総務議事担当主幹 野呂律子君

” 総務議事係長 渡邊敏一君

(午前10時00分 開 会)

○議長(鎌田恒彰君) これより、平成20年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、1番五十嵐美知さん、3番谷田部芳征君を指名いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの11日間と決定いたしました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は28件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成20年第2回定例会以降平成20年9月8日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。高尾市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、空知地域振興対策の要望行動について申し上げます。空知地域は、農業就労者の高齢化や担い手不足などから農業地域の活力低下や農業生産構造の弱体化が進み、産炭地では坑内掘り炭鉱がすべて姿を消すなど地域経済基盤の脆弱化が著しく進行しております。このため北海道空知地方総合開発期成会により空知管内全体の発展に向けた重要な広域的、管内的課題等を集約し、地域経済と住民生活の自立を目指す提案や要望を取りまとめたところであります。7月16日に北海道知事並びに北海道議会などの関係機関へ、7月31日には資源エネルギー庁ほか関係省庁に対して、予算の優先配分や財政の激変緩和などに加え、特に産炭地域の再生に向けた産炭地振興対策についても要望行動を行ったところであります。

次に、地方交付税について申し上げます。平成20年度の普通交付税につきまして、総務省は8月15日に決定し、同日閣議報告されたところであります。都道府県を除く全国市町村では3.8%の増、道内市町村も2.1%の増、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債も含めた場合には1.4%の増額となったところであります。一方、本市におきましては、平成7年度発行の過疎対策事業債で特に保養センター建設事業の償還が終了したことから、基準財政需要額の公債費算入額が対前年度比11.8%の減となり、普通交付税決定総額では1.7%の減、臨時財政対策債も含めると1.9%の減となったところであります。また、本年度から新たに地方再生対策費が創設されたところであります。本市の場合第1次産業の就業者数が全国平均を下回っており、このことが大きく影響し、本年度の算入額は約5,000万円にとどまっております。地方再生対策費につきましては、財政の厳しい市町村に重点的に配分とされていましたが、旧産炭地は財政状況が厳しいに

もかわらず、押しなべて第1次産業の就業者数が少なく、その算定方法には不公平感を感じる場所であり、今後におきましては交付税の算定方法に関する地方団体の意見提出制度を活用し、平成21年度以降の交付税算定方法について意見を申し出たいと考えております。また、地方はこれまで行財政改革に懸命に取り組む、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってまいりましたが、もはや歳出の削減だけでは住民の暮らしを支えるのは限界に達していることから、地方交付税など総額を復元、増額し、財源保障、財源調整の両機能を回復させ、地域間格差の是正を早期に図るよう全国市長会等を通じて強く要請してまいります。

次に、赤平花卉園芸振興公社についてご報告いたします。赤平市並びに花卉公社につきましては、これまで民間参入に向け、交渉を続けてまいりましたが、8月12日にホームセンター大手のホームマック株式会社の子会社に売却することで基本合意したところであります。また、花卉公社につきましては8月31日付で解散し、9月1日より清算会社として副市長が清算人となり、清算業務を開始しており、施設等の譲渡契約につきましては9月末を予定しております。このたびの民間参入により従業員19名の雇用継続はもとより赤平産コショウランも継続していただくこととなりますことから、本市といたしましても可能な支援を行う所存であり、今後の事業展開に大いに期待する所存であります。

次に、赤平第2工業団地について申し上げます。赤平第2工業団地につきましては、平成7年に当時の地域振興整備公団、現在の独立行政法人中小企業基盤整備機構により14区画の土地を整備したところであり、これまで赤平市も積極的に企業誘致活動をしてきたところでありますが、今日の厳しい経済状況の中で3区画の立地にとどまっております。このような状況の中、このたび新たな事業展開を計画している株式会社植松電機におきまして、残りの11区画すべてを購入したいとお話があり、これまで植松電機と中小機構との間で協議が進められてきておりましたが、このほど双方において基本合意し、残り区画全、すべての土地譲渡

の決定がなされ、去る7月29日に赤平市立ち会いのもと土地譲渡契約が締結されたところであります。このたびの土地譲渡は、今後における地域経済の発展と地域振興に大きく寄与するものと期待するものであり、赤平市といたしましても可能な支援を行う所存であります。

次に、AGCグラスプロダクツ株式会社の経営統合について申し上げます。このたび赤平工業団地内にございますAGCグラスプロダクツ株式会社北海道工場が資材の高騰、さらに建築基準法の改正により工事が大幅におくれていること、また公共工事の激減などからここ数年赤字経営が続いていたとのことであり、北海道においても現在の原油の高騰による物流コストを勘案し、経営統合による集約化を図るため会社全体の経営の見直しにより、恵庭市にあります日本フクソーガラス工場との経営統合により、8月末をもって閉鎖することが正式に決まった旨市に報告がございました。社員の方々につきましては、AGCといたしましても社員の行き先など雇用の確保が最優先として個別に説明されたとのことであり、ほぼ行き先などめどが立ったことから、8月の閉鎖へ踏み切ったとも伺っております。北海道工場は、昭和59年6月に赤平工業団地に立地し、これまで本市の工業振興に尽力いただいたところでありますことから、本市としては何とか踏みとどまっていたきたいとの話もしましたし、工場内の方もできれば赤平でという思いはありましたが、本社の決定でもあり、本市といたしましても受けとめざるを得ないと判断したところであります。なお、AGCとしては、当面施設等はそのままの状態とのことから、跡利用について情報交換をしてまいりたいと考えております。

次に、元気なモノ作り中小企業300社について申し上げます。全国各地で活躍する多くの中小企業の中から独自の高い技術力が国民生活、経済活動に与える影響の大きさなど並びに国際貢献などを基準に選定される元気なモノ作り中小企業300社がこのほど経済産業省中小企業庁から発表されました。道内では15社が選定されましたが、今回は空知管内で唯一株式会社いた

がきが選ばれました。選定理由といたしましては、自然環境に優しい伝統製法と職人のわざが融合した人生の伴となる革製品づくりということでもあります。一昨年のトルク精密工業株式会社、昨年の株式会社植松電機並びに空知単板工業株式会社に引き続き3年連続の選定となりましたことは、物づくりのまちとして大変誇りであり、各企業における今後の事業展開に大いに期待を寄せるところでありますとともに、本市における物づくりのまちとして、さらなる地域イメージの向上が図られるものと考えております。

次に、赤平市保養センターの営業時間の変更について申し上げます。このたび赤平振興公社及び保養センターの営業時間について、平成20年9月1日から指定管理の契約が切れる平成21年3月31日まで、これまでの午後10時の閉館を1時間短縮し、午後9時に閉館するとの申し出がありました。振興公社としては、重油及び電気などの使用減により経費節減を図っていくことから、市としても承諾したところであり、市民に対しましては広報あかびら8月号並びに9月号において周知を図っているところでもあります。また、赤平振興公社といたしましても、利用者に対する周知徹底を図っております。なお、1時間の営業時間短縮の理由としては、地域人口の減少、経済状況の悪化、社会情勢の変化等により利用者の減少による収入減となっており、人件費の削減、経費の節減などに努めても、最近も重油料金の大幅な値上がりが続いており、このまま推移すれば経営上多大な負担となるためであります。なお、入館料の改定も検討したところですが、近隣の施設が据え置いており、当館だけが値上げをすると客離れが予想され、また入館者についても特に9時以降は少数の入館であり、経費節減を図るためには時間短縮との判断に至ったということでもあります。

次に、あかびら火まつりについて申し上げます。第37回を迎えましたあかびら火まつりは、7月19、20日の2日間旧赤平小学校グラウンドを主会場として多彩な催しが繰り広げられたところでもあります。初日は、ステージにおいて赤平高校生による赤平市無形文化財、住吉獅子舞、赤平中学校吹奏楽演奏、吉本興業札幌事

務所のお笑いステージ、国道38号ではよさこいチームによるパレードなど多彩な催しが繰り広げられ、夜には恒例のズリ山に火文字が点火されました。2日目の市民おどりは、国道38号を全面交通規制をし、17団体約500人が駅前から会場まで踊り、ステージでは歌謡ショー、民謡、演歌コンサートなどを行い、2日間で延べ約5万5,000人が会場を訪れ、祭りの熱気に包まれました。火まつりの実施に当たりましては、多数の市民の方々はもちろん市内外から参加、協力していただき、盛会のうちに終了することができましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

次に、北海道クラシックカーフェスティバルについて申し上げます。昨年中止になりました北海道クラシックカーフェスティバルは、今回で20回目を迎え、7月5日、6日の両日コミュニティ広場において開催されました。全国各地から往年の車が350台集合し、延べ約1万5,000人が来場し、道内外のカーマニア、ファンや多くの市民でにぎわったところでもあります。また、恒例の参加クラシックカーによるノース・ピクランを初め、コンクール、抽せん会に加え、洞爺湖サミットにちなみ、赤平サミット並びに環境宣言を開催いたしました。今後ともクラシックカーフェスティバルのまち赤平として全国的に広がることを期待し、実行委員会の皆様のご尽力に対し、心から感謝を申し上げます。

次に、赤平市戦没者追悼式について申し上げます。7月11日、市主催による赤平市戦没者追悼式を交流センターみらいで開催し、戦没者の遺族や関係者70人が参列し、追悼の意をささげ、しめやかに行われたところでもあります。

次に、社会を明るくする運動の啓蒙活動について申し上げます。7月19日、あかびら火まつり会場において第58回社会を明るくする運動を関係団体約160人の参加をいただき、会場内でうちわ、ティッシュ等の配布による啓蒙活動を行ったところでもあります。

次に、オストメイト対応のトイレ設置について申し上げます。人工肛門保有者、人工膀胱保有者のオストメイトの方々が気楽に外出でき、社会への参加を推進

するため、6月30日に交流センターみらい2階の身体障害者用トイレをオストメイト対応トイレに改修し、安心して利用できる設備として設置をいたしました。

次に、赤平子育て特典制度の実施について申し上げます。小学生までの子供のいる家庭の子育て支援として、子育て家庭が協賛店で買い物等をした際に特典が受けられる北海道のどさんこ・子育て特典制度の導入を受け、商工会議所の協賛により9月から赤平子育て特典制度が開始されました。赤平市内では、商工会議所が販売するまごころ商品券を1万円分購入した場合、同券500円分が進呈され、道内の協賛店では入場料の割引などが受けられます。子供と一緒に地域で買い物や飲食などを行うことにより親子の触れ合いの機会を確保するとともに、社会全体で子育て家庭を支援するものであります。

次に、黎明の像安全平和祈願祭について申し上げます。例年赤平公園黎明の像の前において開催していましたが、道路の状況が悪く、本年度も赤平神社社務所におきまして、8月8日、平和赤平市民会議主催により第36回黎明の像安全平和祈願祭が開催されました。炭鉱でとうとい命を失った人々や殉職者をしのび、遺族など約20人が参列し、冥福を祈り、平和と安全を誓ったところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月22日から31日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら、夏の交通安全運動を展開したところであります。早朝の街頭指導を初め、延べ1,393人のご参加をいただき、運動期間中は自転車マナーアップ街頭指導及び交通安全キャンペーン、シートベルト着用キャンペーンの実施など効果的な運動を実施いたしました。今後におきましても市民一丸となって交通事故防止に当たるため、交通安全の意識高揚と啓発に努め、住民参加の運動を展開し、特に高齢者や子供たちを事故から守るため、より一層創意と工夫により交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、赤平市消防演習について申し上げます。7月27日、コミュニティ広場において消防職団員の資質向上と地域住

民に対する防火思想の啓蒙普及を期することを目的とした平成20年度赤平市消防演習を開催し、市内外より多数のご来賓の出席をいただいたところであります。演習では、規律訓練、ポンプ操法及び一斉放水などを実施し、日ごろの訓練の成果を発揮し、盛会のうちに終了したところであります。本演習を契機といたしまして、より一層の火災予防の推進に努めてまいります。

次に、石狩川水防公開演習について申し上げます。北・中空知の6市10町と北海道及び北海道開発局が主催する平成20年度石狩川水防公開演習が去る6月21日、滝川市の石狩川河川敷を会場に約2,800名余りの関係者が参加し、開催されました。本演習は、水防関係機関の密接な連携、水防技術の向上及び水防意識の高揚を図ることを主な目的としており、本市からは演習実施役員及び水防演習隊の隊員として消防職団員31名が参加したところであります。演習において実施されました水防工法訓練では、本市の消防団員が赤平市水防隊を編成し、洪水の際に水が堤防を越えそうになったときなどに用いる溢水防止工法の一つである改良積み土のう工訓練を披露したところであります。これから本格的な台風の到来を迎えますが、水防工法を必要とする異常事態が発生したときには本訓練の成果を発揮し、被害の軽減に努めることができるものと考えております。

次に、災害発生時における赤平市内郵便局と赤平市の協力に関する協定について申し上げます。本協定につきましては、赤平市内において地震等の災害が発生した場合に市と赤平郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的に、郵便局が民営化される以前の平成10年3月26日に協定を締結していたところでありますが、平成19年10月1日の郵政民営化に伴い、従来の協定が解約されることとなったことから、改めて6月25日に郵便局株式会社赤平郵便局と協定を締結したところであります。これによりまして、郵便局ネットワークを活用した広報の協力及び郵便局が収集した災害に関する情報等の提供を引き続き受け取ることが可能となり、災害時における広報及び情報収集体制等の強化が図られるところであります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 次に、教育行政について報告を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、指導主事の学校訪問の要請であります。平成20年度の指導主事学校訪問は、6月16日から7月7日まで市内7校のうち小学校4校、中学校1校と、合わせて5校が終了しております。指導主事の学校訪問は、学校教育に関する専門的事項や教育実践上の諸課題について助言を行い、学校教育の充実向上に資することを目的としており、全学校の授業公開、教職員との研究、協議や教育課程上の問題研修及び研究の推進、学習指導、生徒指導、健康、安全に関して指導主事から助言をいただいたところであります。今年度は、校内研修にかかわる特設事業としての研究事業と全教職員による研究、協議の場を設けることにより、さらなる学校教育の充実向上を目指しました。なお、残る2校については10月から11月に実施する予定であります。

次に、第5回ワンフラワー・ワンコイン・一汗運動に全小中学校の児童生徒が総合的な学習の時間と情操教育の一環として6月23日から7月9日にかけて、423名が参加し、地域行事の一つである赤い花、サルビアの植花作業に各学校が携わりました。

また、第37回あかびら火まつりによる市民おどりでありますが、教育委員会が各学校を取りまとめたこととして9回目になります。ことしは、地区育成会及び教師、父母、児童生徒を含めて236人の参加があり、市民おどり参加者の47%を占めております。これらの地域行事に学校、教師、地域父母、児童生徒が積極的に参加することにより、子供が地域の構成員として認識されることはもちろんのことですが、同時に教職員が地域の一員としてかかわることにより、学校と地域の連携がより強固なものになり、地域とともに

歩む学校づくりの一役を担ったものと考えます。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。この調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に国語と数学の2科目について昨年に引き続きとし4月に実施されたところであります。その結果が8月29日に全国一斉に公表されました。本市においても関係資料が送られてきましたが、公表については、国、道とも地域間、学校間の序列化を招くおそれがあるとして、個々の市町村名、学校名の公表は行わないこととしております。本市においても同様の観点から公表しないことといたします。なお、本調査結果の分析及び改善計画については現在作業を進めている段階であり、今後それを活用する中で子供たちの学力向上に向け、指導方法の工夫、改善などの取り組みを進めてまいります。

次に、中体連、各種大会の結果について申し上げます。中空知地区大会では、赤平中学校の女子バレーボール部が準優勝、男子ソフトテニス部も団体戦で3位、個人戦においては優勝を含む4組がベストエイトに入り、全空知大会へこまを進めています。また、卓球部は全空知大会当番校として団体戦に出場いたしました。中央中学校もソフトボール部が準優勝、バドミントン部が団体で男子が3位、女子が準優勝で、また個人戦ではシングルス男女で各1名、女子ダブルスで1組が全空知大会へ出場しています。次に、全道大会への出場は、空知柔道大会81キログラム級で赤平中学校の3年、大橋君が昨年に続き優勝し、また全空知バドミントン大会では個人戦ダブルスで中央中学校3年の白土さんと岩渕さんが準優勝し、全道大会への出場を果たしました。7月17日には、全道大会出場者が一堂に会し、大会出場の決意と報告を兼ね、第2会議室において激励会が持たれ、高尾市長より激励を受けたところであります。全道大会では、惜しくも入賞することができませんでしたが、大変すばらしい活躍の中で中体連の全事業が終了しております。

次に、文化面では第53回空知地区吹奏楽コンクールが8月2日、たきかわ文化センターで開催され、赤平中学校、生徒27名が中学校C編成に参加し、昨年に続

き、6年連続で見事金賞に輝きました。しかも、空知管内15チーム中全道吹奏楽コンクール出場代表校2チームに選考されました。全道コンクールへの出場は昨年に続くもので、2年連続は快挙と言えるものであります。これにより9月6日に開催された第53回北海道吹奏楽コンクールを札幌コンサートホールキタラで発表することになりました。同コンクールC編成の部には、全道各地から24校が参加の中、持てる力を存分に発揮し、見事金賞を受賞しました。昨年は銅賞でしたので、努力がうかがえる、すばらしい音を奏でてくれました。東日本大会にこまを進める上位2チームに入ることはできませんでしたが、審査員の評価も高く、今後の活躍が大いに期待されるものであります。また、赤平中学校吹奏楽部は8月31日開催の第4回赤平市赤い羽根共同募金チャリティーカラオケ大会にも参加し、地域福祉の向上に寄与するため全道大会での発表曲ほか数曲を披露し、市民より絶賛の拍手を受けたところでもあります。同じく文化面ですが、第75回NHK全国音楽コンクール空知大会、通称Nコンが8月22日、岩見沢市文化センターで行われ、赤平中央中学校合唱部が出場し、見事銀賞を獲得いたしました。今回は8校の参加でありましたが、6校が岩見沢市内からという状況の中、まとまりのある見事な歌声を響かせ、昨年の銅賞からことしは銀賞と立派な成長を見せてくれました。

次に、給食センターの改修について申し上げます。給食センターは築20年を過ぎ、老朽化による配管などの腐食等により更新の時期に来ていることから、給水管、温水管等の取りかえと公共下水道接続、蒸気ヘッダーの更新等大規模改修工事を行いました。これにより将来にわたっての学校給食を維持継続していくことができるものであります。

次に、社会教育について申し上げます。6月以降は、季節的にも1年で最も活動的な時期であり、この間各種の社会教育事業が活発に行われました。まず、青少年健全育成として体験学習や遊びを通じて各種少年団体のリーダー養成を目的としたふるさと少年教室が始まりました。9月13日までの5回開催のうち、6月14

日の住吉地区北海かんがい溝付近でのアジサイの植花後の開校式に始まり、7月5日には道民の森ほかで体験学習を行い、月末には「チームワークを育てる」をサブテーマとして、道立洞爺少年自然の家で1泊2日の宿泊研修を行っています。また、8月23日には夏期のスポーツイベント事業として青少年健全育成夏期スポーツ大会キックベースボール大会が行われ、各地区の育成会から114名の小学生が参加をしております。

次に、青少年センターにおきましては、補導員会議等を開催し、夏休み期間中の校外生活の決まりの浸透を図り、また関係機関と連携しながら、火まつりや各神社祭りに巡回補導を行い、青少年の健全育成に努力をいたしております。

次に、東公民館関係であります。夏休み子供文化体験事業として夏休みいろいろ探検隊を夏休み期間の3日間開催いたしました。

次に、文化会館の事業であります。昭和42年から11年間市民に親しまれた文化会館は6月30日をもって休館いたしました。休館の前に、6月22日、ありがとう文化会館フィナーレ特別公演として、NPO現代座による「約束の水」を実行委員会の手で上演され、多くの市民に集っていただき、心に残る公演となりました。また、炭鉱遺産の公開を随時行っており、5月1日にオープンした赤平市炭鉱歴史資料館は、予約による開館ではありますが、市内外の人たちが見学に訪れ、炭鉱遺産に理解を深めていただきました。

次に、体育関係であります。第9回赤平市青少年卓球大会が6月22日に行われ、小中学生17名の参加がありました。また、7回目の市民健康づくりウォーキングが本年度はコースを一部変更し、6月28日に行われ、54名の参加がありました。

次に、スポーツセンターについてであります。行財政改革推進本部会議において今年度じゅうの休止が打ち出されております。そこで、休止の時期であります。最近の原油価格の高騰などから今年度は相当な管理費の増大が予想され、燃料費がかさむ冬期間の開催は大幅な支出増となることから、9月末をもって武道館を含め、休館することにいたしました。それに伴

い、6月から利用団体との協議を行っておりましたが、このたび各団体のご理解のもと協議がまとまり、スポーツセンター利用者も総合体育館を利用することとして、10月1日からの新しい総合体育館利用日程が決まりました。これに関連しまして、スポーツセンター利用者を総合体育館に集約するため週1度の休館をなくし、1週間を通して開館することとしたところであります。また、総合体育館の利用者が増加することに伴って、かねてより利用者から改善要望のありましたサブアリーナの床改修を初めとする大規模改修工事を行いました。これによりまして、利用者増にも対応し、より快適な体育環境を確保できるものと考えます。なお、武道館利用団体であります柔道と弓道についても今般各連盟との協議が調い、弓道についてはふれあいホール裏のスペースで、また柔道については体育館のトレーニングスペースを使用し、活動することで理解をいただいているところであります。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第5 議案第127号赤平市課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第127号赤平市課設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市財政健全化計画改訂版を策定し、継続して行政改革を推進しておりますが、その中におきまして行政機構の見直しから課の統廃合等をしてきており、今般そのことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条につきましては、地域対策課と財政課を統合し、企画財政課とすることから、字句の改正、削除を行うものであります。

第2条につきましては、総務課の分掌事務に財政課

が担当しておりました契約及び財産に関することを移行するため総務課の項に第8号として号を追加、以下号の繰り下げを行い、地域対策課と財政課の統合から地域対策課の項を企画財政課として改め、予算その他財政に関することを移行することから第4号として号の追加を行い、財政課の項の削除を行うものでございます。また、医療助成に関することにつきましては市民生活課から社会福祉課に移行することから、それぞれ字句の削除、号の追加を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第127号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第6 議案第128号赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び赤平市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第128号赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び赤平市特別職報酬等審議会条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議会活動の範囲の明確化や議員の報酬に関する規定の整備を内容といたしました地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日に施行されました。このことから赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び赤平市特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料

の対照表によりご説明申し上げます。

初めに、赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正でございますが、地方自治法の改正により「報酬」が「議員報酬」に改められたことから題名、第1条の見出しを改め、同様に第1条から第3条につきましても条中の字句を改めるものでございます。

また、第6条及び附則第7項につきましては「報酬月額」を「議員報酬月額」に字句を改めるものでございます。

次に、赤平市特別職報酬等審議会条例の改正でございますが、同様に地方自治法の改正に伴い、「報酬」が「議員報酬」と改められましたことから、第1条につきましては「特別職の職員の報酬」を「議員報酬」に字句を改め、第2条につきましては「議会の議員の報酬」を「議員報酬」に、「報酬等」を「議員報酬及び給料」にそれぞれ字句を改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第128号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第7 議案第129号赤平市児童館条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第129号赤平市児童館条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

市内にごございます6カ所の児童館及び児童センターは、それぞれの地域におきまして、児童の健全な遊び

を通し、情操の豊かさや健康増進を図るため運営を行っているところでございます。現在赤平児童館は勤労青少年ホーム、住友児童館はスポーツセンターで運営してきておりますが、財政健全化計画改訂版で示されておりますとおり施設の見直しから勤労青少年ホーム及びスポーツセンターが休止となり、赤平児童館、住友児童館を移転させなければならないことから、両児童館を統合し、ふれあいホールの1階に移転いたしますことから、本条例を改正するものでございます。

改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第3条の改正でございますが、統合、移転のため、第1号につきましては赤平児童館の位置を改め、第6号につきましては削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年10月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第129号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第8 議案第130号赤平市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第130号赤平市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

老人保健法の改正や北海道医療給付事業における乳幼児医療給付事業の対象が小学生の入院まで拡大されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

初めに、第1条関係であります。第2条第1項第6号につきましては老人保健法の改正に伴い、法的根拠を高齢者の医療の確保に関する法律に改めるなど字句を改め、さらに同項第8号中の字句を削除するものでございます。

次に、第2条関係であります。対象の拡大によりまして、題名及び第1条につきましては「乳幼児」を「乳幼児等」に字句を改めるものです。

第2条第1号につきましては同様に字句を改め、さらに年齢を満6歳から満12歳に改めるものでございます。

第3条につきましても「乳幼児」を「乳幼児等」に字句を改めるものでございます。

第6条につきましては、同様に「乳幼児」を「乳幼児等」と字句を改め、さらにただし書きを加えるものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用いたしますが、この条例中第2条の規定は、平成20年10月1日から施行するものといたしまして、施行期日を規定するものでございます。

附則第2項につきましては、第2条の規定による改正後の規定はこの条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給についてはなお従前の例によるとする経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第130号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第9 議案第131号赤平市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第131号赤平市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

北海道医療給付事業補助要綱の規定により老人医療費の助成事業を実施してまいりましたが、北海道におきましては老人医療費の助成事業を平成20年3月31日までに行われた医療とするとされましたことから、当市におきましてもこれを受け、改正をしてきたところでございます。このたび平成20年3月末をもって老人医療費の助成事業を廃止するとして、助成対象期間につきまして、北海道医療給付事業補助要綱の改正が行われましたことから、平成20年3月31日以前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるとする経過措置を規定した上で本条例を廃止しようとするものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第131号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第10 議案第132号赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第132号赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成

に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

老人保健法の改正に伴い、所要の改正が必要であること、さらに北海道医療給付事業の見直しから、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている精神障害者につきましても対象に追加されましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

初めに、第1条関係であります。第2条第3項につきましては新たに第7号として高齢者の医療の確保に関する法律を加え、さらに同条第4項におきましては老人保健法の規定に関する字句を削除し、「以下この条例において同じ。」を「以下同じ。」として字句の整理を行うものでございます。

また、同条の第6項におきましては、老人保健法の改正に伴い、字句を改めるものでございます。

第3条につきましては、母子家庭等をひとり親家庭等の母または父とすることからそれぞれ字句を改め、さらに高齢者の医療の確保に関する法律の規定により同条第3号のウを改め、さらに医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間としてエを追加するものです。

第7条につきましては、老人保健法に係る部分につきまして、削除するものでございます。

次に、第2条関係であります。第2条第1項第1号につきましては、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳とを区分するため字句を改めるものです。

また、精神障害者を対象にいたしますことから同項に第3号として新たに号を追加するものでありますが、それに付随し、第2号につきましても字句を追加するものであります。

第3条につきましては、精神障害者に係る助成範囲の規定といたしまして、字句を追加するものであります。

附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用いたしますが、

この条例中第2条の規定は、平成20年10月1日から施行するといたしまして、施行期日を規定するものであります。

附則第2項につきましては、第2条の規定による改正後の規定はこの条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給についてはなお従前の例によるとする経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第132号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第11 議案第133号赤平山施設管理事務所設置及び管理条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 議案第133号赤平山施設管理事務所設置及び管理条例等を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平山スキー場につきましては、従来の市民スキー場を研修センターの設置など周辺整備により、より一層活用されるよう昭和51年に整備されましたが、エースカップ等の開催など多くの市民、スキーヤーに親しまれてきましたものの、ご承知のように平成16年3月22日より休止してまいりました。しかし、施設の老朽化等により今後の施設活用は難しく、維持することは困難な状況でありますことから、赤平山スキー場、赤平山研修センターにつきましては平成20年9月30日をもって廃止し、さらに赤平山スキー場、憩いの家、赤平山研修センターの3施設を管理してまいりました赤

平山施設管理事務所につきましても同様に廃止するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第133号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第12 議案第134号赤平市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題いたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第134号赤平市道路占用料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

この条例は、道路法第39条第2項の規定に基づき、赤平市が管理する占用料金及び徴収方法につきまして定めるため昭和31年に制定したものであります。その後数回にわたって改正されてきたところでございますが、今般道路法施行令及び北海道道路占用料徴収条例の一部が改正され、平成20年4月1日に施行されましたことから、当市におきましても占用の実態及び経済情勢の動向や道路管理者間の均衡を勘案し、国、道に準じまして改正するものであります。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表を改正するものでございますが、法第32条第1項第1号に掲げる工作物に関しましては、占用料金及び字句を改正するものであります。

次に、法第32条第1項第2号に掲げる物件関係であります。関係区分を占用実態に応じた区分とするため、占用物件の最小外径を0.1メートル未満のものから0.07メートル未満のものとし、さらに0.07メートル

以上のものから0.1メートル未満のものを追加するなど現行の6区分を9区分とし、それぞれ記載のとおり占用料金を改正するものでございます。

法第32条第1項第3号から第6号、道路法施行令第7条第1号から第3号、さらにいずれにも該当しないものに関しましては、それぞれ記載のとおり占用料金を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第134号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第13 議案第135号北海道市町村備荒資金組合同規約の変更についてを議題いたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第135号北海道市町村備荒資金組合同規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道内のすべての市町村が災害に備えるため北海道市町村備荒資金組合に資金を積み立てているところでございますが、財政再生団体となることを回避し、自主健全化を図るための方策といたしまして、普通納付金の取り崩しができるよう、本年2月、当市より同組合に要請してきたところでございます。これを受け、備荒資金組合といたしましては、道内市町村全体にかかわる問題であるとの考えから、財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置といたしまして、普通納付金の返還についての規定を設けるため地方自治法第286条第1項の規定による規約の変更をいたし

ますことから、同法第209条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、この規約の変更につきましては、道内すべての市町村議会における議決が必要となるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第16条につきましては、見出しとして「(返還等)」を加えるものであります。

また、第16条の次に第16条の2といたしまして、再生判断比率が財政再生基準以上となるおそれがある市町村は、要件のすべてを満たすと認めるときに限り、納付額及びこれに対する配分金の全部または一部につきまして、返還していただけることができるよう条文を追加するものであります。

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鎌田恒彰君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第135号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第14 議案第142号平成19年度赤平市一般会計決算認定について、日程第15 議案第143号平成19年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第16 議案第144号平成19年度赤平市老人保健特別会計決算認定について、日程第17 議案第145号平成19年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について、日程第18 議案第146号平成19年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第19 議案第147号平成19年度赤平市霊園特別会計決算認定について、日程第20 議案第148号平成19年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第21 議案第149号平成19年度赤平市介護サービス事

業特別会計決算認定について、日程第22 議案第150号平成19年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第23 議案第151号平成19年度赤平市水道事業会計決算認定について、日程第24 議案第152号平成19年度赤平市病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第142号平成19年度赤平市一般会計決算認定につきまして、提案の趣旨を各会計決算報告書にてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。当市の平成19年度の財政運営につきましては、平成18年2月に策定したあかびらスクラムプランを見直し、平成19年3月に策定いたしました赤平市財政健全化計画に基づき、例年以上に厳しい財政状況の中で予算を執行したところであります。

歳入につきましては、税源移譲の実施によりまして個人市民税では対前年度比約1億円、34.8%の増となったものの、北海道経済低迷の影響から法人市民税及び固定資産税などが減収し、市税総額といたしましては10.2%の増にとどまったところであります。一方、歳入の4割以上を占める地方交付税につきましては、臨時財政対策債も含めると、対前年度比で約1億1,000万円、2.5%の減収となったところであります。また、早期退職者が相次ぎ、退職手当組合に対する負担金が増大したことから、退職手当債を4億1,630万円発行したところであります。一方、歳出につきましては、義務的経費である人件費で退職手当組合の追加負担金がふえたのにもかかわらず、職員給与削減などにより前年度比約1億円、6.1%の減となったところであります。また、公債費については空知産炭地域総合発展基金の繰上償還などによって前年度比約15億円、52.8%の大幅な減となり、投資的経費についても建設事業費の抑制により前年度比約4億3,000万円、40.5%の減となったところであります。

結果、歳入総額92億5,408万4,891円、歳出総額87億

7,461万8,042円となり、差引額4億7,946万6,849円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第143号平成19年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

40ページをお願いいたします。赤平市国民健康保険特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額26億3,085万1,285円、歳出総額34億837万9,052円となり、差引不足額7億7,752万7,767円は翌年度繰上充用金により充用したところであります。

次に、議案第144号平成19年度赤平市老人保健特別会計決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

44ページをお願いいたします。赤平市老人保健特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額27億5,860万1,890円、歳出総額27億3,442万664円となり、差引額2,418万1,226円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第145号平成19年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

48ページをお願いいたします。平成19年度は、用地会計より字赤平654番地ほかの宅地を購入し、福栄分譲地3区画を造成、そのうち1区画を売却したところであります。赤平市土地造成事業特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額7,899万3,348円、歳出総額7,889万1,280円となり、差引額10万2,068円を翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第146号平成19年度赤平市下水道事業特別会計決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

51ページをお願いいたします。平成19年度は、污水管375.38メートル、雨水管35.09メートルの布設を行ったところであります。また、下水道普及率は78.86%、水洗化率は69.93%となっております。赤平市下水道事業特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額8億9,352万602円、歳出総額8億8,548万4,468円となり、差引額803万6,134円を翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第147号平成19年度赤平市霊園特別会計決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

60ページをお願いいたします。平成19年度は、赤平

霊園の規制墓地1区画、赤平第二霊園の規制墓地3区画、自由墓地16区画の貸し付けを行ったところであります。赤平市霊園特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額1,280万8,028円、歳出総額1,267万5,257円となり、差引額13万2,771円を翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第148号平成19年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

63ページをお願いいたします。赤平市用地取得特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額1億8,471万2,924円、歳出総額1億8,471万1,836円となり、差引額1,088円を翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第149号平成19年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、ご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。平成19年度の愛真ホームの短期入所者は108人、施設入所者は64人でありました。赤平市介護サービス事業特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額2億2,209万3,434円、歳出総額1億9,510万1,383円となり、差引額2,699万2,051円を翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第150号平成19年度赤平市介護保険特別会計決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

69ページをお願いいたします。平成19年度末の第1号被保険者は5,037人、要介護認定者は754人となったところであります。赤平市介護保険特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額11億2,408万7,365円、歳出総額10億9,889万2,881円となり、差引額2,519万4,484円を翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第151号平成19年度赤平市水道事業会計決算認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、10ページをお願いいたします。平成19年度赤平市水道事業報告書であります。主な建設改良事業といたしまして、見晴送配水管布設替工事、主配不排水バルブ設置工事、浄水場記録伝送設備更新工事などを実施いたしました。給水収益は大口業務用の年間使用に伴い、増となりましたが、水道事業収益全体では381万2,258円の減少となり、営業費用につきまして

は原水及び浄水費などの増加により、収支差し引きでは2,321万9,946円の純利益となったところであります。

前に戻りまして、1ページ及び2ページをお願いいたします。決算報告書の内容につきましてご報告申し上げます。(1)、収益的収入及び支出であります。税込みで収入の第1款水道事業収益といたしましては決算額3億3,207万2,824円となっております。次に、支出であります。第1款水道事業費用といたしまして、決算額3億464万4,950円となっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出であります。税込みで収入の第1款資本的収入といたしまして決算額7,914万1,735円、支出の第1款資本的支出といたしまして決算額1億6,584万1,899円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,670万164円は、減債積立金3,444万7,101円、過年度分損益勘定留保資金3,607万7,379円及び当年度分損益勘定留保資金1,617万5,684円で補てんいたしました。

以下、財務諸表でございまして、5ページは損益計算書、6ページは剰余金計算書、また7ページの剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金が1億2,094万9,918円で、減債積立金として2,321万9,946円、これにより翌年度繰越利益剰余金は9,772万9,972円となります。8ページ、9ページは貸借対照表であります。

以上をもちまして、水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第152号平成19年度赤平市病院事業会計決算認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。平成19年度赤平市病院事業報告であります。内科医師の退職により午後外来の休止や看護師の早期退職により人員不足となり、病棟を休止した影響などで入院、外来患者が大幅に減少し、医業収益が対前年度比で1億3,129万円の減収となりました。

費用につきましては、行政改革の推進による早期退職の増加及び退職者不補充による職員の削減、給与の

マイナス改定などにより給与費を中心に前年度比で1億8,709万5,000円の減額となりました。患者数につきましては、入院で対前年度比1万372人の減、外来では1万4,895人の減となっております。資本的事業につきましては、透析センター新設に伴う建物及び透析装置の増設等を図っております。

前に戻りまして、1ページ及び2ページをお願いいたします。決算報告書の内容につきましてご説明申し上げます。(1)、収益的収入及び支出であります。第1款病院事業収益としまして決算額23億1,909万5,871円、支出の第1款病院事業費用としましては決算額27億265万8,709円であります。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出であります。第1款資本的収入といたしまして決算額1億7,827万8,000円、支出は第1款資本的支出で決算額2億5,382万2,355円あります。下段に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額7,554万4,355円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額582万571円で補てんし、6,972万3,784円は一時借入金で措置したところであります。

以下、財務諸表であります。5ページ、6ページは損益計算書で、6ページに記載のとおり当年度純損失は3億8,811万3,442円あります。7ページ、8ページは剰余金計算書及び欠損金処理計算書、9ページ、10ページは貸借対照表であります。10ページに記載のとおり当年度未処理欠損金は36億4,314万6,452円となったところであります。

以上をもちまして、議案第142号から議案第152号まで一括ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鎌田恒彰君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第142号、第143号、第144号、第145号、第146号、

第147号、第148号、第149号、第150号、第151号、第152号については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市勲君、太田常美君、林喜代子さん、獅畑輝明君、植村真美さん、若山武信君、谷田部芳征君、宍戸忠君、以上8名を指名いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第25 報告第12号専決処分報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 報告第12号専決処分報告についてご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち第2項の「市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事」に基づきまして、平成20年7月25日、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴訟上の和解につきまして、専決処分を行いましたことから、議会に報告するものでございます。

専決処分書でご説明申し上げます。

件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅家賃を滞納しておりますことから、平成20年6月に滝川簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、その後相手方から毎月2万円の分割納付を趣旨といたしました異議の申し立てがありましたことから、相手方の分割納付の意思を尊重いたしまして、分割納付に応じ、和解するものでございます。

以上、報告第12号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鎌田恒彰君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第12号については、報告済みといたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第26 報告第13号株式会社赤平花卉園芸振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。浅水副市長。

○副市長(浅水忠男君) [登壇] 報告第13号株式会社赤平花卉園芸振興公社の経営状況について、第14期営業年度決算につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、1ページの庶務事項であります。定時株主総会1回、取締役会は3回開催いたしまして、審議案件は記載のとおりであります。

関係団体への報告は、北海道産炭地域振興センター並びに赤平市議会に報告をいたしております。

株式事項ですが、独立行政法人中小企業基盤整備機構より全株式700株を赤平市に無償譲渡により、赤平市が1,100株となったところであります。

次に、2ページの営業活動事項、第14期生産販売状況の製品別生産出荷量及び売上金であります。合計売上金額1億4,477万3,000円となり、対前年比26.4%減となりまして、2,876万2,000円の減となったところであります。

次に、3ページですが、販売先別売上金の内訳ですが、市場は道内6市場に出荷いたしまして6,614万4,000円、卸売は大手花屋並びに生産者との取引が減少いたしまして6,321万円、直売につきましては1,541万9,000円となったところであります。

次に、公社のオリジナル苗を森田洋蘭園を中心に全国販売を展開いたしました。

また、委託栽培につきましては、公社の清算に向け

て幼苗、不良株の苗について廃棄処分し、3.5寸以上の苗についてはタイ国と宮崎県から引き取りを行ったところであります。

次に、決算報告ですが、5ページの貸借対照表についてご説明を申し上げます。資産の部の流動資産についてであります。7の育成苗棚卸高はコチョウラン3寸、3.5寸、4寸、プロダクトフラスコなどで9,245万4,420円であります。昨年との対比では、8,809万137円の減少となりましたが、20年度内に引き取り不可能な委託先の幼苗廃棄、不良苗の廃棄、また苗の購入を控えたことから大幅な減少となったところであります。流動資産の合計は1億3,277万7,706円となったところであります。

次に、固定資産の有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして、固定資産の合計は5,916万2,022円となりまして、流動資産の1億3,277万7,706円を加えますと、資産合計が1億9,193万9,728円であります。

次に、負債の部の流動負債ですが、1の短期借入金5億2,500万円の借り入れ先の内訳ですが、北洋銀行4億9,500万円、北門信用金庫3,000万円であります。なお、本年4月1日に赤平市の5億2,500万円の貸し付けによりまして、銀行からの借り入れは返済をいたしております。流動負債の合計といたしまして、5億3,812万8,092円であります。

次に、負債合計と資産合計を合わせますと、マイナス3億4,618万8,364円となり、負債の部の合計が1億9,193万9,728円となりまして、貸借が調います。

次に、6ページの損益計算書ですが、営業損益の部では売上高1億4,477万3,489円、売り上げ原価、一般管理費、販売経費2,289万359円を差し引きますと、営業損失が3,979万1,325円となったところであります。

次に、営業外損益の部の営業外収益は67万1,542円となり、営業外費用の棚卸減耗損の5,200万6,210円は棚卸育成苗の廃棄分であります。特別損失640万円は、日本ファームガーデンに支払う委託苗補償費であります。

経常損失合計が9,875万4,019円となり、これに法人

税等20万6,000円を加えますと、当期純損失は9,896万19円となったところであります。

次に、7ページの株主資本等変動計算書であります。当期末処理損失4億2,618万8,364円から資本金8,000万円を引いた三角の3億4,618万8,364円が当期末純資産となります。

次に、8ページの一般管理費、販売費についてですが、2の給料は1名分288万4,004円、19の販売手数料は市場に10%の手数料を支払いした金額727万4,079円となりまして、一般管理費、販売費の合計は2,289万359円であります。

次に、9ページの売り上げ原価報告書であります。当期製品製造原価は1億6,167万4,455円となったところであります。

以上、報告とさせていただきますが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君） ただいまの報告を受けまして、3億4,000万の赤字と、それを今決算をしたのですが、これはやはり市民的に見れば、市民的な損害だというふうに考えるのです。私ども共産党議員団は過去においても随分とこの問題について改善や提案をしてみましたけれども、結果こうなると。一部改善の方向が見られるものの、3億4,000万の赤字というのは、やはりこれは市民にわびるぐらいの、こういう問題ではないのかなと思いますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 大変な損害を与えているわけではありますが、市としても大変申しわけなく思っています。ご承知のとおりこのたび10月から民間に移譲するよう今鋭意努力をしております。何とか市に損害を与えている部分につきましては少しでも返還をいただくように努力してまいりたいというふうに思っています。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第13号については、報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（鎌田恒彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第27 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、福祉灯油購入費助成事業について、2、防災について、3、市立赤平総合病院について、4、住民税の申告について、5、環境問題とまちづくりについて、議席番号1番、五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問をいたします。今回は、市民の皆様よりいただきましたご意見等を踏まえて、市民生活支援に関連し、質問させていただきます。

大綱の1、福祉灯油購入費助成事業について、①の原油価格高騰に伴う福祉灯油の考え方について伺いたします。昨今の原油高騰に伴い、市民生活を直撃している物価の上昇に歯どめのかからない状況にあります。特に低所得者層の方々が大変厳しい生活環境を余儀なくされており、目前の雪の季節を迎え、灯油代のことを考えると頭が痛い、また食べるもの、着るものを我慢してもストーブ消すわけにもいかないなどが声としてございます。昨年暮れに国としての支援もあり、本市も財政困難の中にある中ではありましたが、本年1月から2月末までに福祉灯油が実施されました。このとき生活保護世帯が冬期加算等もあり、除外となりましたが、今日灯油代の高値が続く、リッター120円から130円にもなっております。前回の状況とは価格的にも大きな差が出てきておりますので、昨年同様国の支援で福祉灯油が実施されましたなら、対象者に

つきましても個人情報の考えも含め、国として弾力的にとの見解も示しておりますので、生活保護世帯や、また父子家庭につきましても母子家庭同様対象にすることについてお考えをお伺いいたします。

次、大綱の2、防災についてでございますが、今回は救急救命の自動体外式除細動器、AEDの普及啓発について絞って質問させていただきます。本日9月9日、救急の日でございます。9月号の広報あかびらにも大切な命を救うためにとございましたので、以下の点についてお伺いいたします。今回救急救命の必要を感じました事例として、8月、地域の方の葬儀に出席されていた方がその式場で倒れられ、地方から来ておりました身内の方が心得のある方のように、救命のため心臓マッサージをしながら、AEDはないかと何度か叫ばれておりました。その場に居合わせた私もただただ見ているだけで何もできませんでした。救急車で病院に搬送されましたが、そのまま亡くなられてしまいました。このような状況の中、救急救命の大切さや自動体外式除細動器の必要性を本当に強く感じたわけでございます。そこで、いざというときのために、当市消防行政としても救急救命の啓発やAEDの講習などにも取り組まれてきた経過もあるかと思いますが、さらなる普及の考え方について伺いたいと思います。もしものときに助かる命もあると思いますので、企業との連携などや、また職場の休みを利用することについての考え、そして各町内会、団体等で講習が受けられるようにと9月広報でも呼びかけられておりますが、こうした取り組みが推進されるのと同時に、団体や地域、職場などの行事に貸し出し用を確保することも考えていく必要があるのではないかと思います。リースなども考えられるかと思いますが、ご見解をお伺いいたします。さらに、人の集まる民間施設へのAEDの普及の啓発も含め、あわせてお考えをお伺いいたします。

次、大綱の3、市立赤平総合病院について、①の病診連携の開放型共同利用病院についてお伺いいたします。現在当市病院の健全化などを含め、これからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議も開催され

ておられるわけですが、その中で病院のあり方指針案として今後まとめられる予定になっておりますので、今回の質問として病診連携で開放型共同利用病院についての考え方を伺っておきたいと思っております。

当市立病院は、現在病院経営を最優先にした中での運営にあり、診療科目、ベッド数の削減を収支のバランスを図りながら取り組まれていると思っております。そこで、表題の病診連携開放型共同利用病院を運営され、道内において先駆的な取り組みをされている近隣の町立国保病院がございます。平成6年から地域の開業医と手を組みながら、一体となって地域医療体制づくりに取り組まれたと伺っております。それまでこの町立国保病院も赤字で困っていたようでございます。現在では、一般会計から繰り入れはあるようでございますが、黒字経営で運営されていると伺っております。今多くの自治体病院は、一般会計からの繰り入れをしても、なかなか赤字から抜け出せないでいる状況にありますことから、この取り組みは大変参考に値するのではないかと思います。そこで、この国保病院ですが、病診連携システムにより開業医の患者さんの入院、また開業医とともにかかりつけ医としての病院の診療を可能にしたようでございます。さらに、これらのことから病院経営も安定し、病診連携のオープン化とともに重複検査、重複投薬が解消され、医療費のコストダウンにもつながっているようでございます。当市としても高齢化率も高い地域でありますので、病院としても新たな地域医療体制の確立を早い段階で図るべきではないかと思います。こうした地域医療連携は厚生労働省も推奨している事業でもあり、1つの病院がすべての医療機能を提供するのではなくして、それぞれの医療機関の持っている特有の機能を十分発揮して紹介や逆紹介あるいは医療機器の共同利用などその役割を分担していくもので、かかりつけ医にかかっている、いざというときに開放型病床の確保によって住みなれた地域で安心して入院や高度な医療が受けられ、顔なじみのかかりつけの先生や看護師さんも来てくれますので、患者本位の医療にもつながると思っておりますが、この点病院としてどのように考えられるでしょうか、ご見

解をお伺いいたします。

次、大綱の4点目、住民税の申告について、①の年金受給者への十分な周知についてお伺いいたします。

毎年実施されております確定申告でございますが、市町村の住民税は社会保険庁から送付されてきます公的年金等支払い報告書や本人からの申告に基づいて算出されていると思っております。そこで、所得税と住民税では基礎控除額に差があるため所得税が非課税でも住民税の課税される場合があります、単身者でほかに控除がない場合はよいですが、配偶者がいる場合は扶養控除を適用した上で住民税を算出していくということですので、住民税が課税か非課税かで介護保険料の支払い額も変わってくると思っております。これまでも確定申告に当たっては鋭意努力され、周知に取り組まれていると思っておりますが、当市は高齢化率も高いですので、過払いなどで市民の皆さんが不利益にならないように、さらに十分な周知を行っていただきたいと思っておりますので、この点についてお考えをお伺いいたします。

次、大綱の5、環境問題とまちづくりについてお伺いいたします。①の街路灯、防犯灯の省エネルギー化の取り組みについてお伺いいたします。当市の街路灯、防犯灯の電球あるいは管については水銀灯や白熱灯を使用していると思っておりますが、環境問題が話題になる中で今ナトリウムや発光ダイオードが注目を集めております。従来の水銀灯や白熱灯に比べて寿命が長く、消費電力も半分程度と少ないのが特徴のようでございます。環境に優しいまちづくりはあらゆるところでの省エネルギー化が必要であると思っておりますし、さらに当市の街路灯や防犯灯などについては本数についてもかなりあると思われませんが、現在どのぐらいの本数があるのかまず初めに伺っておきたいと思っております。さらには、経費の削減にもつながっていくものと思っております。ナトリウムにつきましては1割ぐらい設置されていると伺っておりますが、ご見解をお伺いいたします。さらに、ナトリウムや発光ダイオードは紫外線の発生が少なく、虫が寄ってこないようでもあり、マイマイガの異常発生もありますので、限られた予算の中ではありますが、今後年次計画を立てて推進していくべきではないかと

思います。ご見解をお伺いいたします。

ガの大量発生による影響と今後の対策についてお伺いいたします。ガの大量発生による影響と今後の対策についてお伺いいたしますが、8月の新聞報道にも取り上げられました話題に、マイマイガの大量発生ですが、19年ぶりの規模とありました。昨年もひどい状況にあったように感じておりますが、このマイマイガにはそれほど毒性はないようですが、皆さんも既にご存じのように暖かい夜ほど街路灯や防犯灯、電柱などに密集しており、そして朝になると、あらゆるところに卵が産みつけられております。建物、樹木あるいはごみステーション、店舗や看板など本当に大量の卵で、人によってはワイシャツに、また車の中に卵がついていたなどでございます。また、皆さんだれしもがこのマイマイガの卵が来年かえたらどうなるのかと思っているようで、市民生活に不快感と不安という影響を与えられております。私も来年のことを思うと、やはり来年の春ぐらいにはできるだけ卵の駆除が必要ではないかと思えます。個人の敷地内はもちろん個人が管理するわけですが、行政としても市民の皆さんにマイマイガの卵駆除の情報提供をしてはどうかと思えます。やはりこういったことは地域ぐるみの取り組みが大切だと思いますので、お考えをお伺いいたします。さらに、電柱や街路灯なども含め、公的施設に対する取り組みにつきましてもあわせてお考えをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 實吉介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（實吉俊介君） 大綱1、福祉灯油購入費助成事業について、①、原油価格高騰に伴う福祉灯油の考え方についてお答え申し上げます。

福祉灯油購入費助成事業につきましては、平成19年度年明け早々緊急に実施させていただきましたが、20年度に入り、この後も石油製品の価格高騰はとどまらず、市民の皆さんの日常生活に大きな打撃を与えております。福祉灯油事業を昨年度実施したときの1リットル当たりの灯油価格は90円を超えておりましたが、ことは既に120円を超え、今後冬期間に向けてより

一層市民の皆さんの暮らしが厳しいものになると推察されます。そこで、本年度も福祉灯油購入費助成事業につきましても、石油製品の価格高騰など現状を踏まえ、昨年度実施いたしました1件当たり3,000円の助成金額の再検討を含め、事業の実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

あわせて、生活保護世帯並びに父子家庭につきましても福祉灯油事業の補助対象範囲とすることはできないかとのご質問でございますが、この制度につきましては北海道の地域政策総合補助金の高齢者等の冬的生活支援事業の運用方針に沿って補助を受けております。この運用方針には、対象世帯として高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯及びこれらに準じ、市町村が認める世帯であって、市町村民税の非課税世帯とする、ただし生活保護世帯を除くと定められております。このことから父子世帯につきましては、母子世帯に準ずる世帯として相当であると認められますので、対象世帯に含める方向で検討してまいりたいと考えております。しかし、生活保護世帯につきましては、地域政策総合補助金制度の運用方針の中で対象世帯から除かれていること、あわせて国で定めている保護費の中に冬期加算が手当てされていることから、今般も対象世帯に含めることは相当ではないものと考えております。今後道内の市町村の動きと対応策を踏まえ、国や北海道などからの情報や地域政策総合補助金運用方針の拡充を十分考慮した上で市民の皆さんの日常生活に少しでも心温まる支援となるよう検討してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 中村消防長。

○消防長（中村高庸君） 大綱2、防災について、①、自動体外式除細動器、AEDの普及啓発についてお答えをさせていただきます。

AEDの普及啓発につきましては、現在消防が行っている救命講習の中にAEDの取り扱いも含まれており、講習を希望する事業所、町内会、団体などに対し、職員を派遣し、開催しております。19年度の実績とい

たしましては、普通救命講習が9回で77名、一般講習で8回288人となっております。さらに、毎年9月9日の救急の日及びその日を含めた1週間を救急医療週間として、広報あかびらの中で市民に対し、救命講習の受講を呼びかけ、また期間中には医師会と合同で市内の中学校で救命講習会を開催しているところでございます。AEDの必要性はだれもが認めるところではありますが、大勢の人が集まる施設や従業員が多い事業所などにおいてAEDを設置しているところはまだ数が少なく、消防といたしましても救命講習会などいろいろな場におきまして、設置を働きかけるようにしたいと考えております。

また、消防がAEDを貸し出すことにつきましても、購入費用、管理運用面などの諸問題もあることから、今後検討しなければならないと考えております。今後におきましても応急手当の普及啓発、AEDの重要性についてより多くの市民の皆様へPRをしてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） 大綱3、市立赤平総合病院について、①、病診連携の開放型共同利用病院についてお答えいたします。

医師及び看護師等が不足している中で、病院と開業医の連携は地域医療を守っていく上でますます重要になってきております。開放型病床につきましては、かかりつけの医院等で治療を受けている患者に入院治療が必要となった場合、患者の承諾を得て開放型病床に入院し、かかりつけ医が病院の医師と共同で治療を行うために設置されている病床であります。介護型病床では、かかりつけ医も入院した患者を訪問し、治療に当たることから、患者にも安心感を与え、また医師においても入院中の経過を把握でき、退院後もスムーズに診療を継続することができることから、よりよい医療の提供、検査、投薬の重複を避けられるなどのメリットがあり、また病院におきましても患者をふやし、病床利用率を上げることにつながるものと思っております。今後は、医師会並びに開業医の先生方の意向を

お聞きした中で導入に向けた検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 吉村税務課長。

○税務課長（吉村春義君） 大綱4、住民税の申告について、①、年金受給者への十分な周知についてお答えをさせていただきます。

住民税の申告は、1月1日現在で赤平市内に住所のある方は原則として申告書を提出しなければなりません。所得税の確定申告をされた方や前年度の所得が給与または公的年金のみである方などは支払い者から給与支払い報告書、または公的年金支払い報告書が提出されますので、申告する必要はないことになっています。しかし、国民健康保険税や介護保険料算定などの関係で必要なことから、年金、恩給等を受給している方などに対しても広報を通じて住民税の申告を促しているところであります。年金受給者で住民税の申告書を提出されなかった方については、社会保険庁から送付されてくる公的年金等支払い報告書に基づいて税額を算出することになりますが、この場合年金受給者が本人の誕生月に提出する年金の現況届の現状に合った報告をしていれば、社会保険庁からの扶養人数等の情報も的確に把握でき、過払いなど起きない適正な課税を行えるところであります。

このような問題を防ぐためにも年金支給のもとである社会保険庁として一人一人の扶養等の確認を行うのが最良と考えますが、プライバシーの問題等や受給者数的にも不可能というのが現状でありますことから、最終的には年金受給者である本人、または家族の方が気をつけて現況届の提出、または所得税の確定申告、もしくは住民税の申告をしていただければと考えております。住民税の申告の周知につきましては、介護保険や国民健康保険などの関係課としても申告を促してはいるのですが、税務課としても今までにも増して適正な課税を行っていくために広報での詳細な説明、ホームページ等での徹底した周知活動をより一層行っていくとともに、年金受給者に対する認識をより持っていただくために、関係課と現況届の適正な記載方法の

PR活動について協議をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 大綱5、環境問題とまちづくりについて、①、街路灯、防犯灯の省エネ化の取り組みについてお答えさせていただきます。

街路灯や防犯灯などの道路照明灯は水銀灯、ナトリウム灯、白熱灯、蛍光灯などのランプの種類がございます。現在当市で管理しております道路照明灯は約750灯ほどあり、大半が水銀灯ですが、近年設置されたものはナトリウム灯の特徴である水銀灯より設置費用は要するが、発光効率がよく、少ない消費電力で同等の明るさが得られ、視認性がよく、水銀灯より虫が寄りにくいなどからナトリウム灯を採用しており、現在約1割がナトリウム灯となっております。また、昨年道路事業設計要領がナトリウム灯を標準とするとなったことから、今後設置されるものはナトリウム灯となっております。

発光ダイオードにつきましては、電圧を加えた際に発光する半導体素子で、省エネ、高輝度で長寿命を実現できる白色発光ダイオードの開発に伴い、発熱によるエネルギー消費の大きい電球や蛍光灯にかわり、新しい屋内、屋外照明材料として期待されております。現在は、既存の照明に置きかわるまでには達しておりませんが、懐中電灯や乗用車用ランプ、常夜灯、道路照明灯など発光ダイオードを利用した製品が登場し始めております。発光ダイオードを用いた道路照明灯の整備につきましては長寿命性、低消費電力、指向性、また紫外線放射が少なく、虫が寄りにくい等のすぐれた特性がありますが、街路灯などへの発光ダイオードの普及は使用実績などからまだ一般的ではなく、今後の製品の開発状況や国道、道道や各市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

また、現在の対応としましては、道道でも行っております経済性や虫対策などから、既存照明灯を水銀灯からナトリウム灯への変更を検討しております。変更には、ランプのほかに変圧器の取りかえが必要であり、1基10万円程度の費用を要することから、多くの対応

は難しい状況にはございますが、設置状況を考慮に入れ、少しでも実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたく、お願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 続きまして、②、ガの大量発生による影響と今後の対策について答弁させていただきます。

ことしの夏は、市内各所におきまして、主にマイマイガと呼ばれるガが大量発生いたしました。マイマイガの生態を調べますと、本来は森林が生息地であり、寿命は成虫になってから約10日間とされています。このマイマイガは光などを好むことから、市街地にも多く飛来し、街路灯や防犯灯などに群がる様子や大量の死骸の跡の光景は不快感そのものであります。さらには、家の壁や看板などの建造物を中心に卵を産みつける習性もあることから、一般的には好まれない昆虫と言えます。

今回の問題で町内会や個人からのお問い合わせや相談は10件弱ありました。人間に対する害は基本的にはありませんが、一部肌の敏感な人がりん粉に触れますと、発疹などが起こる場合があるようです。これに対しまして、解決策をいろいろと模索いたしましたが、成虫や幼虫の根本的な駆除方法はなく、寄せつけないようにすることが多少の効果をえられるようであり、その方法は光の量を抑える、あるいは青色の光を赤色の光に切りかえるというもので、大きな成果までには至っていないのが現状であります。

マイマイガは、約10年周期で大量発生すると言われており、その発生期間は2年前後とされています。道内では、昭和62年から63年にかけて大量発生し、平成13年にも若干発生しております。今後の発生状況については、予測が困難ではありますが、来年のガの発生を少しでも抑えるためには市民皆様のご協力が重要と考えており、一番効果があると言われております卵の駆除の実施について広報やホームページなどを通じ、広くご協力を呼びかけてまいります。また、町内会や個人からのお問い合わせや相談に対しましては、この問題への十分な理解や情報の提供、そして今後のする

べき対応などについて引き続き周知を図ってまいります。さらには、街路灯や防犯灯を初め、各公共施設につきましても施設管理者に協力を求め、卵駆除を実施し、よりよい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまそれぞれの項目に対してお答えいただきまして、理解いたしましたので、再質問はございませんが、AEDにつきましてはリースであれば月々5,000円ぐらいでありますので、今後前向きに検討していただいて、ぜひ市民総ぐるみの取り組みができますよう今後期待してまいりたいと思います。

また、マイマイガの大量発生に伴って、卵の駆除につきましてもすけれども、今回9月3日質問の通告を受け、早速当市のホームページに卵駆除について載せていただきました。この手の打ち方の早さにも驚きましたが、今後におきましてもできることについてはスピーディーに取り組んでいただくことは、行政全般にわたって必要になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時32分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年 9月 9日

議 長
鎌 田 恒 彰

署 名 議 員 (1 番)
五十嵐 美 知

署 名 議 員 (3 番)
谷田部 芳 征